

第 85 回
国有財産四国地方審議会
＜ 議事録 ＞

日時 令和 7 年 4 月 9 日（水）
13 時 30 分～14 時 20 分
場所 高松サポート合同庁舎
南館 1 階 103 会議室

国有財産四国地方審議会委員名簿

令和7年4月1日現在

(五十音順・敬称略)

(ふりがな) 氏 名	役 職
いけ ぞえ じゅん こ 池 添 純 子	鳴門教育大学 大学院学校教育研究科 准教授
うつぼ てつ お 鞆 哲 郎	(株)四国新聞社 取締役総務局長
お ち かず こ 越 智 和 子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 会長
きの した のり よ 木 下 得 代	(株)ファームU T T 代表取締役 (坂出市農業委員会 委員)
く ほ よ いち 久 保 誉 一	公認会計士 (有限責任監査法人トーマツ パートナー)
し みず たかし 清 水 卓	不動産鑑定士 (有)瑞穂不動産鑑定 代表取締役)
たか ばやし あい こ 高 林 藍 子	弁護士(中内功法律事務所)
なが い けい すけ 長 井 啓 介	四国電力(株) 取締役会長
なが の あき こ 永 野 彰 子	南海放送(株) 執行役員 D X経営戦略本部 サステナブル事業 局長 兼 指定管理事業部長
はん い しん じ 半 井 真 司	四国旅客鉄道(株) 相談役
まつ しげ ま や 松 重 摩 耶	徳島大学 環境防災研究センター 助教
まつ むら ひで き 松 村 英 幹	高松商運(株) 代表取締役社長
み よし けん じ 三 好 賢 治	(株)伊予銀行 代表取締役頭取

第85回 国有財産四国地方審議会（議事録）

1. 開会
2. 委員紹介
3. 財務局長挨拶
4. 議事（報告事項）
5. 財務局長挨拶
6. 閉会

[開会 13時30分]

【1. 開会】

○事務局（福家管財総括第一課長）

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから「第 85 回国有財産四国地方審議会」を開催させていただきます。

議事に入るまでの間、司会を務めさせていただきます、四国財務局 管財部 管財総括第一課長の福家でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、審議会成立のご報告をさせていただきます。

本審議会は、13 名の委員で構成されておりますが、本日は 12 名の委員にご出席をいただいております。

なお、株式会社伊予銀行代表取締役頭取の

三好賢治様は、本日所用のため欠席でございます。

これは、「委員の半数以上の出席」という国有財産法施行令第 6 条の 8 の規定で定められた会議の成立要件を満たしておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

【2. 委員紹介】

○事務局（福家管財総括第一課長）

続きまして、議事次第 2 の委員紹介に移ります。本日、ご出席の皆様方をご紹介させていただきたいと思っております。

まず、国有財産四国地方審議会の会長の
四国電力 株式会社、
取締役 会長の
長井 啓介様でございます。

○長井会長

長井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

引き続きまして、お手元にお配りしております「委員名簿」順に、ご紹介させていただきます。

w e b 回線により徳島財務事務所会議室より、参加いただいております。

鳴門教育大学 大学院学校教育研究科、

准教授の

池添 純子様でございます。

○池添委員

池添でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

株式会社 四国新聞社、

取締役総務局長の

靱 哲郎様でございます。

○靱委員

靱です。よろしくお願いいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

社会福祉法人 琴平町 社会福祉協議会、

会長の

越智 和子様でございます。

○越智委員

越智でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

株式会社 ファームU T T、

代表取締役の

木下 得代様でございます。

○木下委員

木下です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

有限責任 監査法人 トーマツ、
パートナーの
久保 誉一様でございます。

○久保委員

久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

有限会社 瑞穂不動産鑑定、
代表取締役の
清水 卓様でございます。

○清水委員

清水でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

中内功法律事務所、
弁護士の
高林 藍子様でございます。

○高林委員

高林です。よろしくお願いいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

南海放送 株式会社
執行役員 DX経営戦略本部 サステナブル事業局長
兼 指定管理事業部長の
永野 彰子様でございます。

○永野委員

永野です。よろしくお願いいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

四国旅客鉄道 株式会社、

相談役の

半井 真司様でございます。

○半井委員

半井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

徳島大学 環境防災研究センター、

助教の

松重 摩耶様でございます。

○松重委員

松重です。よろしくお願いいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

高松商運 株式会社、

代表取締役 社長の

松村 英幹様でございます。

○松村委員

松村でございます。よろしくお願いいたします。

【3. 財務局長挨拶】

○事務局（福家管財総括第一課長）

それでは、議事に入ります前に、四国財務局長からご挨拶をさせていただきます。

○大島局長

四国財務局長の大島でございます。

審議会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多用のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

折角の機会でございますので、この場をお借りして最近の国有財産を巡る環境等について、少しご紹介させていただきます。

少し前の話でございますが、令和元年6月に開催されました、「財政制度等審議会第47回国有財産分科会」において、国有財産行政の今後の方向性として、将来世代にも裨益する管理処分の多様化、将来に続く行政インフラの強靱化、将来を見据えた管理の効率化など、多面的な視点から国有財産の「最適利用」を追求する、との答申を受けました。

それから5年以上が経過し、これらへの対応も定着してきておりますが、不均衡に進む人口減少や、国有財産に対するニーズの変化など、社会情勢も大きく変化してきていることから、足元で顕在化している課題を整理し、令和7年3月の分科会において「留保財産制度の運用の円滑化について」報告し、現在「留保財産制度の改正」など、現状に合わせた見直し、対応策を検討しております。今後、本審議会へご報告することとなると思います。

また、四国財務局においては、愛媛県で昨年7月、大雨により松山城の山腹崩壊が発生した際、地元自治体に対し利用可能な国家公務員宿舎や未利用地といった国有財産の情報提供を行ったほか、無償貸付中の国有地を土砂置き場として使用可能とするなど迅速な対応を行いました。

香川県では、坂出市で、一部浸水予想区域に高層建物が少ないとの報道に接し、同市内の合同宿舎を津波避難ビル指定への提案を行うなど、国有財産を活用し地域防災へ積極的な取り組みを行っております。

さらに、庁舎等を活用したまちの魅力づくりとして、香川県立アリーナ開業による人流を見越して、高松サンポート合同庁舎の利用可能スペースの開示など、行政財産の有効活用にも取り組んでおります。

このように、災害対応をはじめ、個々の財産の特性に応じた管理処分の手法を検討いたしまして、地域が抱える課題やニーズに対応した有効活用を推進すべく取り組んでいるところでございます。

本日の審議会では、諮問事項はなく、1件の報告事項のみとなりますが、これにつきましては、後ほど、事務局から詳しくご説明させていただきます。

審議会の中でいただきましたご意見につきましては、今後の国有財産行政に活かしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【4. 報告事項】

○事務局（福家管財総括第一課長）

それでは恐れ入りますが、この後は長井会長に議事進行をお願いしたいと思います。

長井会長、よろしくお願いいたします。

○長井会長

はい、かしこまりました。長井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事次第に従いまして、進めさせていただきます。

なお、本審議会につきましては、議事規則にありますとおり、公開を前提としておりますので、議事録につきましては、事前に委員の皆様方にご確認をいただいた後に、四国財務局のホームページで公表することとしておりますので、あらかじめご了解をいただきたいと思います。

本日は報告事項１件でございます。

早速審議に入らせていただきますが、皆様から幅広いご意見を頂戴しますとともに、スムーズな議事運営に努めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、質問につきましては、説明の後にお受けしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（島管財部長）

管財部長の島でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮でございますが着席して説明させていただきます。

それでは、報告事項「留保財産の状況について（２事案）」をご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

資料１ページをご覧ください。

令和元年９月の審議会において、留保財産に選定して頂きました「四国財務局管内の留保財産」の位置図でございます。

赤枠で表示しておりますとおり、旧四国管区警察局と旧高松第二地方合同庁舎の２か所でございます。

資料２ページをご覧ください。

まず「旧四国管区警察局」でございますが、旧四国管区警察局の跡地は、所在地が、高松市中野町１９番１３、面積は３,３１７.０２㎡で、都市計画法上の近隣商業地域に所在しており、建ぺい率は８０％、容積率は３００％でございます。

航空写真のとおり、周囲は住宅に囲まれており、また、「栗林公園北部地区地区計画」と「栗林公園周辺景観形成重点地区」に指定されていることから、１８ｍの高さ制限や、周囲と調和した景観配慮が必要な地区となっております。

資料３ページをご覧ください。

こちらは周辺から本財産を写した写真でございます。

建物は令和 5 年 5 月に解体撤去工事が竣工しており、現在は更地となっております。

資料 4 ページをご覧ください。

本財産の沿革でございますが、本財産は昭和 40 年 11 月の竣工以降、四国管区警察局庁舎として使用されておりましたが、平成 29 年 12 月に高松サポート合同庁舎南館へ移転したことに伴い、平成 30 年 9 月にその用途を廃止し、四国財務局に引き継がれました。

その後、令和元年 9 月に留保財産に選定していただいたものです。

更に、令和 3 年 9 月の審議会におきまして、利用方針を「その他」としてご承認いただきました。

以降、令和 4 年 12 月に事業用定期借地での二段階一般競争入札の実施と審査委員の選定をしていただき、令和 5 年 3 月の通達改正を受けて、同年 4 月～6 月の持ち回り審議により、事業用定期借地から一般定期借地 50 年以上での二段階一般競争入札の実施へ条件変更することについてご承認いただきました。

その後、令和 5 年 6 月に二段階一般競争入札の公示を行い、令和 5 年 6 月末～10 月末まで、一般定期借地による貸付けを前提とした土地利用の企画提案を受け付けておりましたが、残念ながら、提案がなく不調となったことを昨年の審議会においてご報告させていただいたところでございます。

資料 5 ページをご覧ください。

その後の進捗状況及び今後の予定でございます。

暫定活用として、令和 6 年 3 月以降で 3 件、計 5 日、駐車場としての一時貸付けを行っております。

また、不動産事業者 5 者及び社会福祉法人 3 社に本財産の利活用についてヒアリングを実施いたしました。具体的な要望はございませんでした。

今後の予定としましては、引き続き暫定活用により管理費の削減を図りつつ、需要動向を確認して参ることとしまして、具体的な定期借地の要望が出てきた際には、再度、審査委員会を開催し、二段階一般競争入札を行うこととしております。

資料 6 ページをご覧ください。

次に旧高松第二地方合同庁舎でございますが、所在地は、高松市松島町一丁目 17 番 13 及び 17 番 16、面積は、土地が 3,743.36 m²で、建物は建て面積

1,320.38 m²、延べ面積 6,953.69 m²でございます。

航空写真のとおり、東側に高松市こども未来館や高松市夜間急病診療所があり、南側に県税事務所等が入っている香川県高松合同庁舎が隣接しております。西側には住宅や個人商店などがみられ、至近に幼稚園から高等学校まで立地しております。

資料 7 ページをご覧ください。

こちらは周辺から旧高松第二地方合同庁舎を写した写真でございますが、当該建物につきましては、昭和 48 年に建てられ、築 50 年以上経過しております。また、昨年の審議会の際には、令和 6 年度に解体予定としておりましたが、予定より遅れて令和 7 年 3 月より解体工事に着手しており、令和 7 年度中の解体を予定しております。

資料 8 ページをご覧ください。

本財産の沿革でございますが、本財産は昭和 48 年 3 月の竣工以降、四国運輸局や人事院四国事務局が入居する高松第二地方合同庁舎として使用されておりましたが、平成 29 年 12 月に高松サポート合同庁舎南館へ入居官署が移転したことに伴い、平成 31 年 3 月にその用途を廃止し、四国財務局に引き継がれました。

その後、令和元年 9 月に「留保財産」に選定していただいたものです。

令和 2 年 8 月から令和 5 年 6 月までは、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査会場及びその待機のための臨時駐車場として、高松市へ無償貸付を実施しておりましたことから、同時期に留保財産に選定されました中野町の旧四国管区警察局よりも遅れまして、昨年の審議会において、利用方針を「その他」としてご承認いただいたところでございます。

資料 9 ページをご覧ください。

その後の進捗状況及び今後の予定でございます。

利用方針を「その他」としてご承認いただきましたので、令和 6 年 4 月から 6 月末までの 3 か月間、公的利用要望につきまして当局ホームページで募集を行いましたが、公的利用要望の提出はございませんでした。

次に、令和 6 年 5 月から、香川大学の学生と当局若手職員で、当該留保財産の有効活用を考えるための勉強会を開催いたしました。3 つのグループに分かれて活用案を検討し、検討結果を当局職員や地元地方公共団体などの関係者に対して、令和 6 年 10 月に発表会を実施しました。詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

その後、勉強会の成果を基に不動産事業者 5 者及び社会福祉法人 3 社に對しまして活用案の提案をするとともに、活用方法のヒアリングを実施いたしました。

今後につきましては、令和 8 年 3 月下旬までに建物を解体し、その後、審議会に諮問させていただいたうえで、二段階一般競争入札の実施を予定しております。

資料 10 ページをご覧ください。

只今ご説明させていただいた旧高松第二地方合同庁舎にかかる進捗状況と今後の予定を図示したものでございます。

資料 11 ページをご覧ください。

その後の進捗状況及び今後の予定で説明させていただきました香川大学の学生と当局若手職員で行った、留保財産の有効活用を考えるための勉強会について、改めてご説明させていただきます。

実施に至ったきっかけとしましては、昨年の審議会において諮問させていただいた「香川県高松市（松島町）に所在する留保財産の利用方針策定について」のご審議の際に、「もっと国からプッシュ型で活用方法を提案することも必要ではないか？また、地域にとって何が望ましいかといったワークショップをしている地域もある。」とのご助言をいただいたことから、当局で何ができるのか検討いたしました。

その結果、従来から寄附講義などでつながりがあり、地域貢献などの活動を積極的に行っている香川大学の学生と当局若手職員が一緒になり、留保財産の有効活用を考える勉強会を実施することといたしました。

3 つのグループを作り、地域の特性を生かした留保財産の有効活用を考えるために、フィールドワークや近隣高校の学生へのアンケート・インタビュー、介護分野の団体やイベント企画団体へのヒアリングなどを実施し、グループ毎に活用案を作成いたしました。

各グループの活用案のコンセプトは資料に記載のとおりとなっておりますが、どの活用案も様々な機能を集約した複合施設となっております。

本勉強会を実施した結果、今回の取り組みは折に触れて新聞・テレビ等に取り上げていただき、留保財産に関する制度を地域の方々にも知ってもらう貴重な機会になりました。また、当局若手職員にとって、地域に何が必要かといった視点や学生からの意見等も踏まえて活用方法を検討することは、普段の業務内ではあまり経験できないものであり、若手職員の発想力やアプローチ力の向上に資するものとなったのではないかと感じております。

令和 6 年 10 月に公表した勉強会の資料を参考として、お手元に配布させて

いただきましたが、本日は概要のみの説明をさせていただきました。

なお、本勉強会の成果を基に、不動産事業者５者、社会福祉法人３社にヒアリングを行った結果、提案した活用方法に興味を示す発言をされた事業者がいたほか、定期借地ではないものの、暫定活用に係る相談に繋がるなど、一定の効果を得ることができたと考えております。

今後も引き続き、プッシュ型の取り組みを進めて参りたいと思います。

簡単ではございますが、以上で報告事項の説明を終わらせていただきます。

○長井会長

ありがとうございました。

それでは報告事項につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

○松重委員

徳島大学の松重です。

勉強会については、前回の審議会において私が発言した内容に関わるもので、コメントさせていただきます。

まず、前回の審議会終了後、間をおかず直ぐに勉強会を企画・実施されたと伺いまして、その迅速なご対応と行動力が素晴らしいと感じました。

今回の取り組みから得られた成果は、４つあると感じております。

１つ目は、大学生から留保財産の有効活用に関する具体的な提案がなされたこと。２つ目は、四国財務局の若手職員の皆さんが、柔軟な発想力や多様なアプローチを実践する機会となったこと。３つ目は、大学生や高校生、介護分野、イベント企画の団体、さらには被災自治体など、多様な主体と四国財務局が新たに関係性を築けたこと。そして４つ目は、本取り組みがメディアにも取り上げられたことで、留保財産の現状や課題について、広く社会に発信されることとなったことです。

現時点で、留保財産の具体的な活用提案には至っていないとのことですが、これは「動きがない」ことを意味するのではなく、むしろ、留保財産の課題について地域に問いかけ、普及・啓発を進めてこられた確かな一歩であり、今後他地域において留保財産のあり方を考える際の貴重な先行事例となるものと感じております。

私自身も地域で活動することが多くありますが、地域との協働による取り組みというのは社会的なインパクトが十分表れるものではなく、地道な取り組みを継続することで、少しずつ効果がじわじわ現れてくるものだ実感しており

ます。ぜひこのような試みを今後も続けていただきたいと考えております。

その際に、この「継続性」というものは、今回の件に限らず多くの分野の地域活動において共通の課題になっています。継続性を増すその鍵は「地域への愛着と誇り」であると感じておりまして、そのためには、地域の人々や現場とどのように関わっていくかということが大事だと考えております。

そうした観点からも、今回の勉強会が非常に丁寧に設計・実施されていると、資料を拝見して感じました。単に幅広くアイデアを募るのではなく、大学生と若手職員を中心に月1回の勉強会・議論を重ねてこられたこと、その過程で地域の高校生にもヒアリングされていることは、本取り組みの価値をさらに高めていると感じました。報告書には簡潔にまとめられておりますが、実際には、準備や進行の段階で、担当の皆さまは相当の苦勞と配慮をされたと思います。

若手職員の皆さんが、本取り組みを通じてどのような地域ニーズを拾われたのか、また参加した大学生たちにどのような意識の変化があったのかということが、私が気になるところです。

これらの変化の積み重ねが、将来的な留保財産の有効活用に繋がっていくものと感じております。

○長井会長

ただ今のご意見に対しまして、事務局から回答願います。

○事務局（島管財部長）

当局の若手職員についてですが、留保財産の事務を行うのは担当課になるのですが、今回はプロジェクトとしての取り組みでしたので担当課以外の職員も参加しておりまして、留保財産の制度について自分事として捉え取り組んだことで、良い刺激になったのではないかと考えております。

学生についてですが、学生からのコメントをご紹介しますと、「現地調査をしてその後ヒアリングをするなど、順序立てて考えるということを経験出来たので、今後の就職活動やプレゼンテーションに活用していきたい。」「これから先、留保財産の利活用を考えることもないと思うので貴重な経験だった。」「公務員志望なので今回の経験を今後の就職活動に活かしていきたい。」「地域住民のニーズ、実情に応じた手続きのプロセスに参加でき、地域活性化に自分がどのように貢献できるのか学ぶことができた。」といった意見がございました。

この取り組みをやっていくなかで、地域貢献の意識が高まったのではないかと考えております。

今後継続性が大事ということですが、同じ体制でやっても同じ様なことにし

かならないと思います。今回は企業や高校生だったのですが、例えば地域住民の方などにアプローチするのも一つの方法ではないかと考えております。

○長井会長

そのほかに、ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

○久保委員

大学生の検討結果を不動産事業者の説明されたということですが、実際に事業を起していくにあたっては、民間の事業者の参加が無ければ無理だと思うのですが、不動産事業者や社会福祉法人の方がこのアイデアを見てどういうコメントがあったのか、もう少しここをこうすれば実現の可能性が高まるのではないかと、色々なコメントがあったのではないかとと思うのですが、その辺りを教えてください。

○事務局（島管財部長）

具体的なコメントについて整理できていないのですが、資料にあるような公的な施設を入れるというのはかなりハードルが高いようで、そういった部分を除いて、スーパーマーケットなどの民間だけの複合施設の部分について興味を示していただいたのではないかと捉えております。

前回、中野町の二段階一般競争入札を実施した際は不調ということで誰も参加していただけなかったのですが、今回は具体的な動きに発展しそうだという情報も入っておりますので、そういった意味では、この勉強会の発表結果を事業者につけたことは成果があったのではないかと考えております。

○長井会長

昨今資材価格が上がって事業をやるのに従来よりも条件が悪くなっているというところで、かなりご苦労されているのではないかとと思うのですが、このような留保財産の取扱いについて見直しの方向性というものがあれば教えてください。

○事務局（島管財部長）

局長の挨拶でも触れましたが、資材価格の高騰というのは直接的にはわからないのですが、留保財産の制度の見直しを行っておりまして、入口論ではどういったものを留保財産とするのかということのを改めて整理したり、出口論では今までは定期借地で何十年かお貸しするという制度だったのですが、全国的に定期借地のニーズはそんなにあるわけではありまして、定期借地のニーズが

なかったときにどういうふうにしていくのかということが議論されておりまして、当局でも暫定活用をしておりますが、ニーズが無ければ暫定活用で繋いでいくというやり方も認められるといった、これは正式に決まったわけではないですがそういった方向で議論されております。

事業者の方とお話をすると、定期借地ですので賃料を払いながら投資した金額を回収しなければなりませんので、最初の投資が1.5倍くらいかかり、また定期借地の場合は最後に建物を壊して土地を返していただく必要がありますので、そういったコスト計算を含めるとコスト高というのはかなり障害が大きいのかなと考えております。

○長井会長

そのほかに、ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

○半井委員

管理コストを下げるために臨時の駐車場として貸しているということではありますが、年間わずか5日しか使っていないということで、例えば駐車場として年単位でお貸しするというような、管理コストを賄うためにそのような貸し方はできないのでしょうか。

○事務局（島管財部長）

現在の制度でも1年間駐車場としてお貸しすることは可能です。

当然その価格が折り合わないとお貸しすることはできませんので、1年間お貸しするという場合にも一般競争入札の制度によることになりますが、予定価格を上回る価格での入札があれば、1年間駐車場としてお貸しすることは可能でございます。

○半井委員

過去にもそのような検討はされたのでしょうか。

○事務局（島管財部長）

過去に一度お話がありまして、一般競争入札を実施したのですが、価格が折り合わず不落になっております。

○半井委員

建物を建てるというのが難しいのであれば、管理コストを下げる意味合いで暫定活用を積極的にされるのがいいのではないかと思います。

○事務局（島管財部長）

参考にさせていただきます。

○松村委員

近隣商業地域、建ぺい率 80%、容積率 300%というのはどういうものかということと、第一種住居地域、建ぺい率 60%、容積率 200%について用語の確認をしたいので説明をお願いします。

○事務局（島管財部長）

都市計画法で定められているもので、簡単に言えば住居地域よりも商業地域の方が建てられる建物が大きくなり、そういう意味で容積率も近隣商業地域の方が高くなっております。

○松村委員

栗林公園北部地区計画、栗林公園周辺景観形成重点地区というのは、何か制限がかかるのでしょうか。

○事務局（島管財部長）

それは地区計画と言いまして、地方公共団体が定めている制限でございます。

○松村委員

こういうものは法律で決められているから変えられないというものなのでしょうか。

○事務局（島管財部長）

地方公共団体に働きかければ直ぐに何とかなるというものではありませんで、一度定められると外すことは難しいと思います。

○松村委員

建ぺい率 80%、容積率 300%というのは、土地として非常に良い土地なのでしょうか。

○事務局（島管財部長）

そういう地域は建てられる建物が大きくなりますので、土地を利用する観点からは資金が回収しやすくなります。

○松村委員

事業用定期借地権から一般定期借地権に変えることによるメリットとはどういふことでしょうか。

○事務局（島管財部長）

事業用定期借地権だと貸付期間が 10 年以上 30 年未満とされており、事業用であればそれぐらいの期間で資金が回収できるだろうという考え方からだと思います。

一般定期借地権の貸付期間 50 年というのは住居が前提ですので、住居が建てられてから 30 年で壊すというのは中々大変なので、期間が長くなっているということだと思います。

○長井会長

そうすると中野町の方が利活用は厳しくて、暫定活用みたいなことを考えないといけない、ということになるのでしょうか。

○事務局（島管財部長）

実際に駐車場として 5 日貸したわけですが、中野町の周辺には宿泊施設や会社だとかあって、会議の際の駐車場が必要だという声も聴きますので、暫定活用の期間を延ばせればと考えております。

松島町の方は資料に示しておりますように、建物を解体した後は二段階一般競争入札を実施する予定でございます。

全国的に見ても、留保財産の定借というのは、あまりスムーズに進んでいなかったというのが現状でございます。

昨年までですと、8 件だけ定借が成立しており、8 件とも公共随契ということで、地方公共団体などとの契約でしたが、今年に入りまして全国で 2 件、二段階一般競争入札で定借の実績が出ておりまして、ニーズがないというわけではないと思いますので、地道にニーズを探し出せば成果に繋がるのではないかと考えております。

○長井会長

そのほかに、ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

本日の議事は報告事項 1 件ですので、予定していた議事をすべて終了いた

します。

それでは、これからの進行は事務局にお願いいたします。

○事務局（福家管財総括第一課長）

長井会長、ありがとうございました。

最後に事務局から報告がございます。

越智委員、久保委員のお二方が、「審議会等の運営に関する指針」に基づき、誠に残念ではございますが、この 9 月末をもちまして、ご退任されることとなりました。

お二方には長年にわたり当審議会の運営にご協力いただきましたことに対し、この場をお借りして、心より感謝申し上げますとともに、今後の益々の活躍をお祈り申し上げます。

それでは、退任されます越智委員、久保委員から退任のご挨拶をいただきたいと存じます。

越智委員お願いいたします。

○越智委員

越智でございます。

国有財産地方審議会について最初は何のことかわからない状態で参りましたが、ただ今も皆さん審議されている、またそのことに対してそれぞれの専門性の中でお諮りをいただいていることに対して、非常に心強く思うことがこの会に参加させていただいている中での感想でございます。

今、地域づくりであったり、それから近年私どもの社会福祉の中では地域福祉ということがより重要になってきているということで、特に高齢の単身者が増えてきたということで、私ども社会福祉協議会自体がそうした身寄りのない方の不動産などをお預かりしたり、また弁護士の先生方とそうした取扱いについて勉強しながら進めている中で、以前はそれは全て国に移管されて国の方でやってくれるものといった簡単な考え方だったのですが、それがだんだんできなくなりました。

今は空き地のまま置いておくのは駄目で、それを管理する費用をどう捻出するのかということ、国ですら考えなければならないということになると、本当にこうした問題は他人事、また国が考えるのではなく我が事として地域の皆さんと共に考えていけたら良いなと思います。

そういう意味で、今回学生さんが一緒にワークショップをしながら、考える機会をいただけたというのは、とても有効だったのではないかと思います。

今後また色々なことを学びながら、今日こうしたところに参加させていた

いただいたことに感謝しながら、御礼の言葉に代えさせていただきたいと思います。
ありがとうございました。

○事務局（福家管財総括第一課長）

ありがとうございました。

続きまして、久保委員お願いいたします。

○久保委員

久保でございます。

本当に長い間こちらにお世話になりました。ありがとうございます。

事務局の方にも、毎回丁寧なレクチャーをしていただきましたことを感謝しております。

この中野町ともう一つの松島町の方が、何とか上手く活用してもらえればというふうに思います。資材価格の高騰や人口が減っていく中で、なかなか大変だとは思いますが、いいアイデアが出ることを期待しております。

この審議会が引き続き有意義な会議であることを願っております。これまで本当にありがとうございました。

○事務局（福家管財総括第一課長）

ありがとうございました。

それでは、四国財務局長から閉会のご挨拶をさせていただきます。

【5. 財務局長挨拶】

○大島局長

本日は、ご多用のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

本日頂戴しましたご意見につきましては、今後の国有財産行政にしっかり活かしてまいりたいと存じます。

また、先ほど事務局からも報告がありましたように、越智委員と久保委員におかれましては、指針に基づき任期満了となるため、残念ながら9月30日付で退任されることとなります。退任されるお二方におかれましては、大変長い間、委員をお務めいただき、貴重なご意見を賜りましたことに改めて御礼申し上げます。

お二方の今後の益々のご活躍とご健勝をお祈りいたしますとともに、引き続き国有財産行政をはじめ、財務行政全般にわたり、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

【6. 閉会】

○事務局（福家管財総括第一課長）

以上をもちまして、第 85 回国有財産四国地方審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆さま、本日は大変ありがとうございました。

[閉会 14 時 20 分]